

令和2年度 瀬谷養護学校不祥事ゼロプログラムについて

不祥事の未然防止を図るため、すべての職員が自らの問題として主体的に参加し、継続的な取り組みを実施する。

1 実施の体制

- (1) 瀬谷養護学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長及び教頭、事務長がこれを補佐する。
- (2) 不祥事ゼロプログラム実施にあたって、不祥事防止会議が中核となって推進し、全校的な取組として活動を活性化するために、総括教諭は校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。
- (3) 各職員は不祥事を他人事とせず、不祥事防止に職員全員が必ず参加して自らの問題意識を持って取り組む。
- (4) 各人の不祥事防止ファイル（オレンジファイル）に資料等を整理、活用して積極的に不祥事防止に取り組む。

2 目標の設定及び行動計画

取組み課題	目標	行動計画（実施月）	担当
①法令遵守意識の向上 （法令の遵守、服務規律の徹底）	・勤務時間の内外を問わず社会人・公務員として自覚を持ち、法令を遵守し、公正に職務を遂行する。	通知文書の周知 コンプライアンスマニュアルの配布	副校長
		不祥事防止会議 （5・1・3月）	教頭
②個人情報の管理、取り扱い、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	・個人情報について理解を深め、個人情報の保護かつ安全な運用を目指す。	情報に関する研修会 （4月）	総務管理G
		「情報管理OJT」の発行	
		ヒヤリハット事例等の検討 不祥事防止会議（2月）	各学部長・室長 中学部
③体罰、不適切な指導の防止	・児童生徒の人権を尊重し、障害や行動特性に応じた適切な指導を行う。 ・新規配布予定の「体罰防止リーフレット」を活用した職員研修を実施する。（新）	人権研修会の実施 （未定）	教育推進G
		経験年数等に応じた研修会の実施（未定）	教育推進G
		不祥事防止会議 （12月）	東分教室

④職場のハラスメント (パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の 防止 ⑤児童・生徒に対する わいせつ・セクハラ 行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の意思や尊厳を守り、年齢や性別にふさわしい対応・指導を行う。 ・R2.4.1付一部改正懲戒処分の指針を全職員に配布し、周知する。(新) ・職員間あるいは日常生活において、他者の人格を尊重し、品位ある言動・行動を心がける。 	不祥事防止研修会 (未定)	外部講師
		不祥事防止会議 (10月)	南分教室
⑥入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る 事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個別教育計画、進路、実習関係書類作成時の管理と処理を適切に行う。 	不祥事防止会議(9月)	高等部
		ヒヤリハット事例等 を活用した研修、 事故防止の検討	各学部長 室長
⑦財務事務等の適正 執行	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計処理を実行する。 	私費会計に関する 研修会の実施(4月)	総務管理G
		備品の定期的な点検	事務長
⑧業務執行体制の確保 等(情報共有、相互 チェック体制、業務 協力体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告・連絡・相談の重要性を理解し実行する。 ・各自が時間管理、スケジュール管理に努める。 ・業務や会議の効率化を図り、協力体制づくりを進める。 ・各自が学校全体を考え、主体的に業務に取り組む。 	「ノー残業デー」の 呼びかけなどによる ワークバランスづく り	教頭
		不祥事防止会議 (6月)	連携支援G
⑨交通事故防止、酒酔 い・酒気帯び運転防 止、交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の発生を未然に防止する。 	不祥事防止会議 (11月)	小学部
○適切な休暇取得	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的に休暇を取得することにより、心身の健康を保ち、ミスを減らし事故を未然に防止する。 	計画的な休暇の取得 と確実な手続き	副校長
○不祥事ゼロの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員との個別面談を通じて注意喚起を行い、不祥事を未然に防止する。 ・毎月の啓発点検資料等に掲載される「校長コラム」を活用し、啓発及び職員一人ひとりの当事者意識の醸成を行う。(新) 	不祥事防止個人面談 の実施(6月・7月) 不祥事防止会議 (毎回)	管理職

※網掛は全県立学校必須課題